

2020年度 山形市の消費者トラブル

～スマートフォン利用でのトラブル・新型コロナウイルス関連が多かった～

心配な時、困った時は、消費生活センターにご相談ください！

◆「不在通知」「身に覚えのない請求」のSMSが増加！^{*}

・「不在の為、荷物を持ち帰った」「サイトの未納料金請求」のメッセージに偽URLがついていて、開くと不正なアプリのインストールや「パスワード」等を入力させる手口で「フィッシング詐欺」につながるSMSの相談が多くありました。



●身に覚えのないメッセージのURLは、開かないようにしましょう。

●「パスワード」等の入力は、慎重に行いましょう。

※SMS（ショートメッセージサービス）とは、電話番号宛に文字メッセージを送れるサービス

◆ネット通販での「定期購入」、「注文品と違う商品が届いた」 副業サイト、情報商材で「儲からない」等トラブルが多発！

・「定期購入とは、知らなかった」「いつでも解約できる定期購入の契約だったが、電話がつながらず、解約できない」「激安価格のソファを注文したら、サングラスが届いた」「代金を払ったのに商品が届かず、サイトに連絡が取れない」等の相談が続いています。また、「収入減で『簡単・儲かる』というネット広告を信じたが、先に高額な支払いが必要だった」等、副業に関するトラブルの相談が寄せられました。



●通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

●お試し価格や激安をうたっている通販サイトには、注意しましょう。

●「簡単に儲かる仕事」はありません。儲け話の広告等は、鵜呑みにしないようにしましょう。

◆倒産した百貨店の商品券・友の会の還付請求

～新型コロナウイルス関連では～

◆マスク等衛生用品の品薄・商品未着・転売トラブル

◆コンサート・旅行・結婚式等のキャンセルトラブル



山形市消費生活センター

相談専用電話

023-647-2211

いやや

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン 188